

○渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

平成21年6月25日

条例第34号

改正 平成28年3月9日条例第30号

令和4年3月9日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定により長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、別表第1に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 申請者は、当該申請に係る建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）が共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）以外の住宅をいう。）の場合においては、前項の手数料のほか、別表第2に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額に、4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額の手数料を納付しなければならない。

3 申請者は、当該申請に係る建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により設計されたものの場合においては、前2項の手数料のほか、別表第3に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

4 申請者は、当該申請に係る建築物が1戸建ての住宅の場合においては、第1項の手数料のほか、別表第4に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定め

る額の手数料を納付しなければならない。

5 申請者が、当該申請に係る住宅の構造及び設備が法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものを添えて当該申請をする場合にあっては、前3項の規定は、適用しない。

6 申請者は、法第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手数料のほか、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定により確認を申請する者が、渋川市建築基準法関係手数料条例（平成18年渋川市条例第265号）の規定により納付することとなる手数料に相当する額の手数料を納付しなければならない。

7 法第9条第1項又は第3項の規定により長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者は、12,000円の手数料を納付しなければならない。

（令4条例13・一部改正）

（手数料の徴収時期）

第3条 手数料は、申請の時に徴収する。

（手数料の返還）

第4条 納付した手数料は、返還しない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日条例第30号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月9日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平28条例30・全改、令4条例13・一部改正）

工事の種別	建築物全体の住宅又は住戸の数	金額
新築	1戸	18,000円

渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

	2戸以上5戸以下	33,000円
	6戸以上10戸以下	52,000円
	11戸以上25戸以下	92,000円
増築又は改築	1戸	26,000円
	2戸以上5戸以下	48,000円
	6戸以上10戸以下	76,000円
	11戸以上25戸以下	135,000円

別表第2（第2条関係）

（平28条例30・全改）

工事の種別	建築物全体の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）	金額
新築	200平方メートル以下	105,000円
	200平方メートルを越え500平方メートル以下	126,000円
増築又は改築	500平方メートル以下	108,000円

別表第3（第2条関係）

建築物全体の床面積	金額
2,000平方メートル以下	42,000円

別表第4（第2条関係）

床面積	金額
200平方メートル以下	53,000円
200平方メートルを超えるもの	63,000円